

埼玉県国民健康保険運営方針(案)に ついて

1 運営方針(案)の目次

1 基本的事項	P1
2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	P3
3 市町村ごとの納付金の算定方法	P10
4 市町村ごとの標準保険税の算定方法	P12
5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	P16
6 市町村における保険給付の適正な実施	P19
7 医療費の適正化の取組	P24
8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	P33
9 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	P36
10 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等	P37

2 運営方針(案)の主な概要

(1) 今後の国民健康保険の状況



- 被保険者数は、年約6～6.5万人の減少が見込まれる
- 医療費は、被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少していくことが想定される。
- 医療費総額は、減少していくものの、一人当たり医療費は、被保険者の年齢構成の高齢化、医療の高度化等に伴い、増加するものと見込まれる。
- 現行の税率及び収納率が維持された場合、単年度収支差を見ると、平成27年度が約322億円の赤字であるのに対し、現状のままだと、平成35年度には約690億円の赤字と財政収支がかなり悪化すると見込まれる。財政収支悪化の要因として、被保険者の減少に伴う保険税の減少が挙げられる。
- 一方で、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金などの赤字を段階的に削減して行くことが求められている。

(2) 市町村における事務の標準化・効率化、医療費の適正化

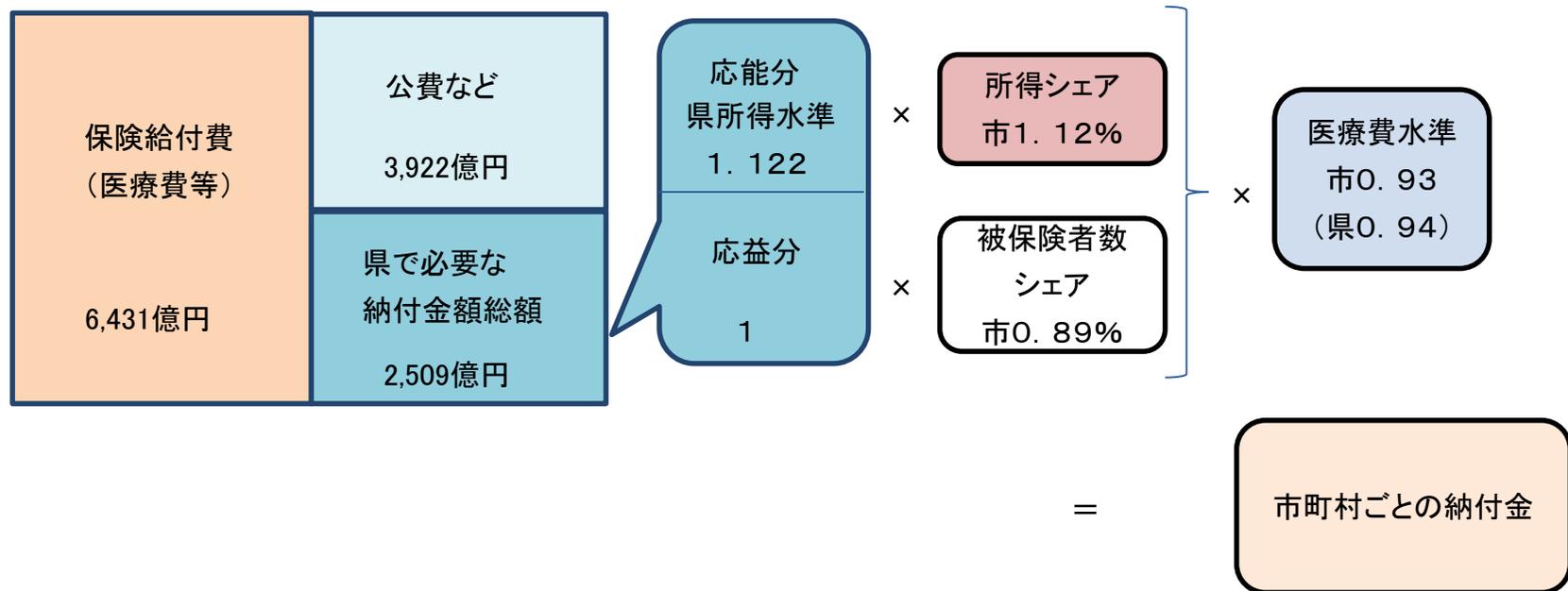


- 保険税収納率の向上
- データヘルスの推進
- 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上
- ジェネリック医薬品の使用促進
- 保険証の様式及び有効期限の統一、高齢受給者証との一体化について、検討を進める。
- 市町村が実施している事務のうち、運用に差異があるもので基準を合わせる必要があるものについて、県内統一基準の検討を進める。
- 市町村が担う事務のうち、単独で行うのではなく、共同で実施することにより効率化が可能となるものについて、推進に必要な取組の検討を進める。

(3) 納付金の算定方法

市町村ごとの納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

【埼玉県全体】



和光市では、医療費水準は、埼玉県の平均並みだが、所得水準が高いため、納付金が高くなる。

被保険者数シェア

$$\frac{\text{和光市の被保険者の総数}}{\text{埼玉県内全体の被保険者の総数}} = \frac{16,514\text{人}}{1,841,897\text{人}} = 0,0089$$

0.89%

和光市は、被保険者数が少なく、被保険者数シェアは低い。

所得シェア

$$\frac{\text{和光市の被保険者の所得総額}}{\text{埼玉県内全体の被保険者の所得総額}} = \frac{13,238,924,000\text{円}}{1,181,679,016,243\text{円}} = 0.0112$$

1.12%

【埼玉県の所得水準】

$$\frac{\text{埼玉県平均の一人当たり所得}}{\text{全国平均の一人当たり所得}} = \frac{627,489\text{円}}{559,170\text{円}} = 1.122$$

【和光市の所得水準】

$$\frac{\text{和光市平均の一人当たり所得}}{\text{全国平均の一人当たり所得}} = \frac{782,627\text{円}}{559,170\text{円}} = 1.399$$

和光市は、所得水準が高いため、被保険者数が少ないわりに、所得シェアが高くなっている。

医療費水準

和光市の実績の1人当たり医療費

= 0.93

和光市の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費

※3カ年平均
(県平均0.94)

和光市の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費総額(平成27年度)

	被保険者数		全国平均の一人当たり医療費
	0~4歳	392人	192,798円
	5~9歳	411人	94,569円
	10~14歳	443人	71,569円
	15~19歳	595人	60,260円
	20~24歳	930人	65,571円
	25~26歳	1,067人	88,965円
	30~34歳	1,010人	110,814円
	35~39歳	1,056人	137,345円
	40~44歳	1,266人	164,792円
	45~49歳	1,232人	202,424円
	50~54歳	966人	251,666円
	55~59歳	938人	292,971円
	60~64歳	1,185人	331,278円
	65~69歳	2,967人	355,007円
	70~74歳	2,660人	516,638円

4,390,926,060円	← 合算する	H27被保険者数 (17,118人) で割る	
		↓	
		一人当たり医療費 (全国平均の場合)	
		256,510円	

4,390,926,060円	×	256,510円	=	0.93
----------------	---	----------	---	------

一人当たり医療費(給付ベース)の比較

	和光市の実績の 一人当たり医療 費(給付ベース) A	全国平均の場合 の和光市の一人 当たり医療費 (給付ベース) B	医療費水準 A/B
平成25年度	219,705円	236,050円	0.930756
平成26年度	227,190円	244,967円	0.927431
平成27年度	239,041円	256,510円	0.931897
平均	—	—	0.930028

【例】一人当たり医療費の比較

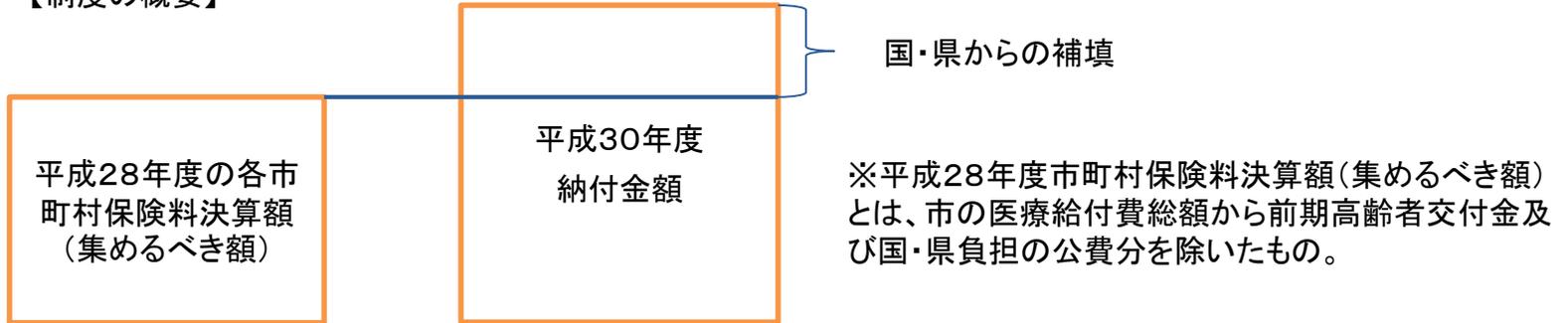
	和光市の一 人当たり医療 費 A	埼玉県の一 人当たり医療 費 B	全国の一 人 当たり医療費 C	医療費水準 A/C
平成27年度	297,413円	320,636円	347,801円	0.822124

和光市は、実際の医療費水準よりも高く設定され、負担が大きくなっている。

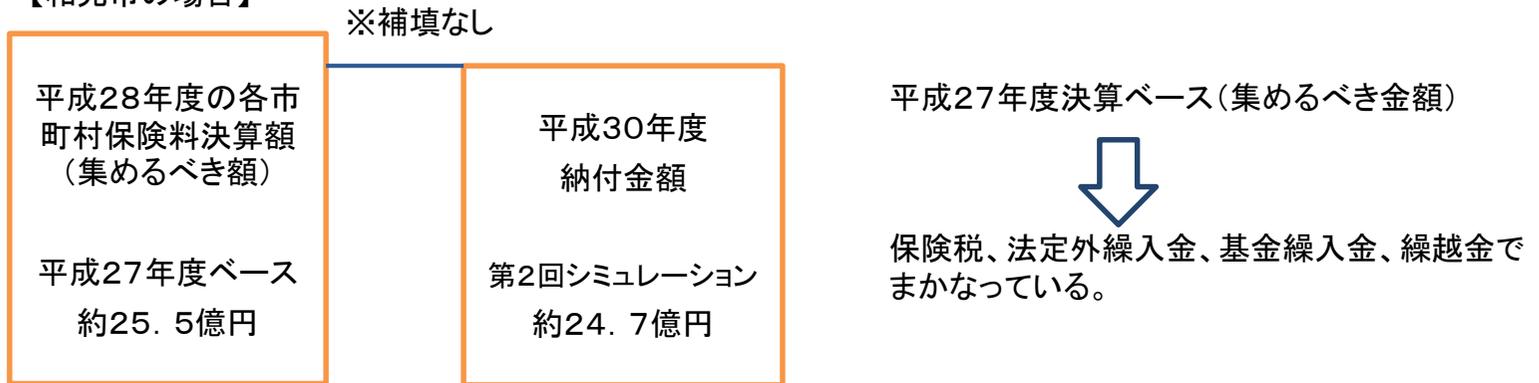
(4) 激変緩和措置

県では、新制度により負担が増大した市町村を支援することにより、市町村国保財政の安定化を図る制度があります。

【制度の概要】



【和光市の場合】



和光市は、激変緩和措置を受けることができない。

3 埼玉県国保運営方針(案)への意見

(1) 納付金の算定方法について、所得水準の高い都道府県・市町村の負担が重荷となっている。一定の配慮を行う必要がある。

(2) 激変緩和措置について、現在、実際に集めている保険税額及び一人当たり保険税額を基準に、納付金が超えた分について、支援措置を行うべきではないか。

(3) 被保険者の負担増に配慮した、埼玉県内統一の保険税率・税額を示す必要があるのではないか。